

資産形成を阻害する5つの要因

<要旨>

前回、資産形成層とされる30代～50代において、資産形成が順調に進んでいるとは言えないと述べた(調査月報2018年12月号「老後のための資産形成、40代以下に赤信号」)。この主な理由としては、「賃金の伸び悩み」、「税・社会保障負担の増加」、「低調な運用環境」、「退職金の減少」、「手取り遺産の減少」の5点が考えられよう。

最初の3点が資産形成期全体を通じ「貯める・増やす」の足かせとなっており、あとの2点が資産形成期終盤のラストスパートを難しくしている。

※「資産形成層」の対象年齢については明確な定義はないが、本稿では「30代～50代」とした。

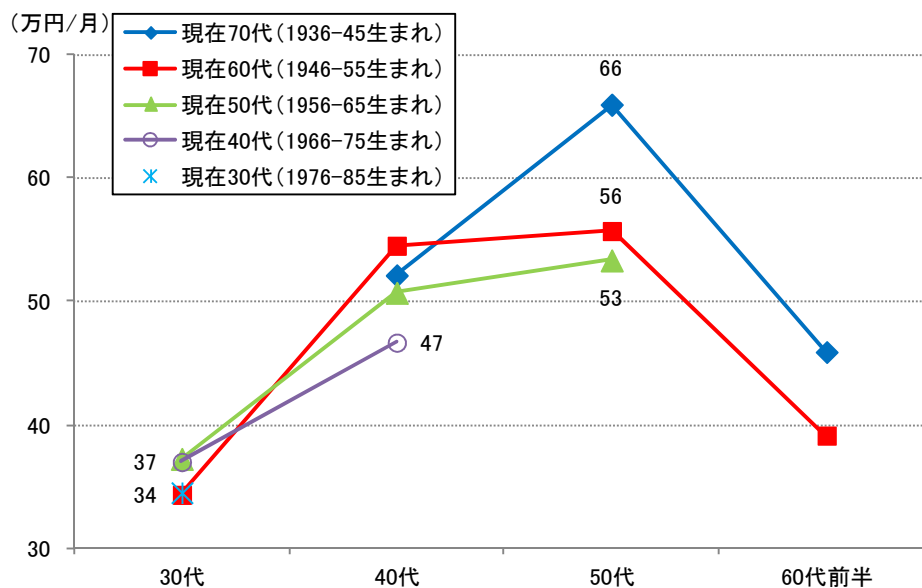
1. 「貯められない」「増やせない」3つの基本原因

(1) 賃金の伸び悩み

現在30代～50代の世代¹の資産形成がもたついている理由としてまず考えられるのは、賃金(所得)の伸び悩みであろう。

サラリーマンの賃金が年齢とともにどう変化していくかを世代別に見ると、現在70代の世代は、50代まで賃金が上がり続けピーク時賃金(月額、以下同じ)は66万円(図表1の ◆)、団塊


図表1 世代別にみた賃金変化 <2015年価格>





(注) 大卒男子標準労働者の月額賃金(所定内給与)、2015年価格。

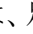
(資料) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」、総務省「消費者物価指数」、「労働力調査」より三井住友信託銀行調査部作成。

¹ 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」の1985年～2015年のデータをベースにしているため、「2015年時点のXX代」を「現在XX代」と表記している。各世代の誕生年は図表1の凡例の通り。

世代を含む現在 60 代の世代では、40 代で賃金がほぼ頭打ちとなりピーク時賃金は 56 万円と、10 歳年上の世代より 10 万円も減少した(前頁図表1の )。


現在 50 代の世代は、30 代時点の賃金はバブル期にあっていたこともあり年上世代より高額だったが、それ以後の伸びが小さく足元 50 代時点の賃金は 53 万円と 10 歳上、20 歳上の世代を下回る(同 )。


団塊ジュニア世代を中心とした現在 40 代の世代では、10 歳上の世代以上に賃金の伸びが鈍く、足元 40 代時点では 47 万円(同 )。おそらく 50 代で賃金ピークを迎え、その額は 50 万円前後になるとみられる。



現在 30 代の世代は、足元の賃金が 34 万円と低いうえ(同 )、今後も年上の世代を大きく上回る賃金上昇は考えにくいことから、50 代時点の賃金は 50 万円に達しないかもしれない。

このように、若い世代になるほど賃金の伸びは鈍く、賃金カーブはより低くよりなだらかな形となり、従って、資産形成層のサラリーマン1人が生涯に受け取る賃金総額は、リタイア層が受け取った賃金総額より少なくなる可能性が高い²。

(2) 税・社会保障負担の増加

賃金(所得)の伸び悩みに追い討ちをかけているのが、住民税や社会保険料を中心とした非消費支出の増加である(図表2の )。賃金があまり上がらないのに税・社会保障負担は増えた結果、資産形成を進める上での元手である可処分所得はこの 10 年で大きく減少した。

10 年前の 30 代世帯と現在の 30 代世帯の家計収支を比べると、実収入は若干増加しているにも関わらず可処分所得は 0.6 万円減少(月額、以下同じ)、40 代世帯と 50 代世帯では、実収入も減少したが可処分所得はそれを上回る 4.0 万円、4.5 万円の減少となっている(同 )。

各世代とも、可処分所得の減少を受けて消費をかなり抑制しているが(同 )、それだけでは穴埋めしきれず、貯蓄の積み増しや借金返済を減速せざるを得なくなっている(同 )。

図表2 資産形成期世帯の家計収支の変化 <04年→14年、2015年価格>

	30代			40代			50代		
	2004年	2014年	04年→14年変化	2004年	2014年	04年→14年変化	2004年	2014年	04年→14年変化
実収入 (万円) a	44.6	45.2	0.6	54.2	51.2	-3.0	60.0	56.3	-3.6
非消費支出 (万円) b	6.3	7.5	1.2	8.4	9.3	1.0	9.9	10.7	0.8
所得税 (万円)	1.1	0.9	-0.1	1.4	1.3	-0.2	1.9	1.4	-0.4
住民税 (万円)	0.9	1.7	0.8	1.4	2.2	0.8	1.8	2.6	0.7
公的年金保険料 (万円)	2.5	2.9	0.3	3.0	3.2	0.3	3.4	3.7	0.4
健康保険料 (万円)	1.4	1.7	0.2	1.8	1.9	0.2	2.0	2.2	0.2
介護保険料 (万円)	0.0	0.0	0.0	0.2	0.2	0.1	0.2	0.3	0.1
可処分所得 (万円) c=a-b	38.3	37.7	-0.6	45.9	41.8	-4.0	50.1	45.6	-4.5
消費支出 (万円)	28.7	27.3	-1.5	36.1	31.4	-4.7	40.5	37.0	-3.5
貯蓄純増 (万円)	5.2	4.8	-0.3	4.2	4.6	0.3	5.2	4.6	-0.5
借金純減 (万円)	3.6	3.3	-0.3	5.0	4.7	-0.2	3.6	3.3	-0.3

(注) 貯蓄純増＝預貯金純増＋保険純増＋有価証券純増

(資料) 総務省「全国消費実態調査」、同「消費者物価指数」より三井住友信託銀行調査部作成。

² 各世代の退職年齢に差がない場合。

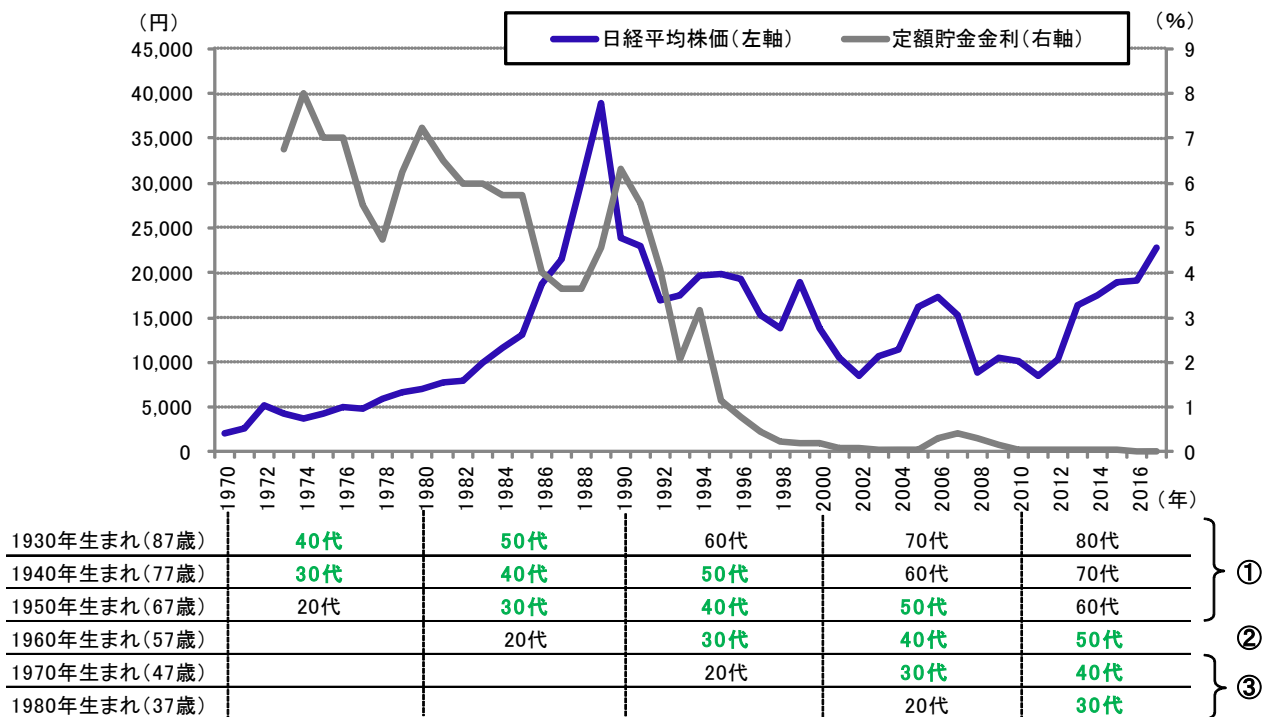
(3)低調な運用環境

賃金の伸び悩みと税・社会保障負担の増加が、資産形成層の「貯める」を阻んでいるとすれば、「増やす」の足を引っ張っているのは低調な運用環境であろう。

現在 60 代以上の世代が、資産形成期にあたる 30 代～50 代の頃に株高や高金利を経験したのに対し(図表3の①)、現在 50 代の世代は、30 代の途中でバブルがはじけ、株価・金利の急降下に直面した(同 ②)。ただし、20 代の頃(1980 年代)から資産形成に着手していた一部の人は株高や高金利の恩恵を享受できたかもしれない。

現在 40 代以下の世代は、資産形成期に入ったのが概ね 2000 年以降のため、超低金利環境で少なくとも預貯金による資産増加は期待できず、長期保有を視野に入れた株式や投資信託での運用が資産を増やす数少ない選択肢となっている(同 ③)。

図表3 運用環境変化(株価、金利)と世代別該当年齢



(注1) 株価は年末終値。定額貯金金利は預け入れ期間3年以上、年末値。

(注2) 定額貯金金利の1972年以前のデータはN.A.

(注3) ()内は2017年時点の年齢。

(資料) 日銀「金融経済統計月報」、ゆうちょ銀行プレスリリースなどより三井住友信託銀行調査部作成。

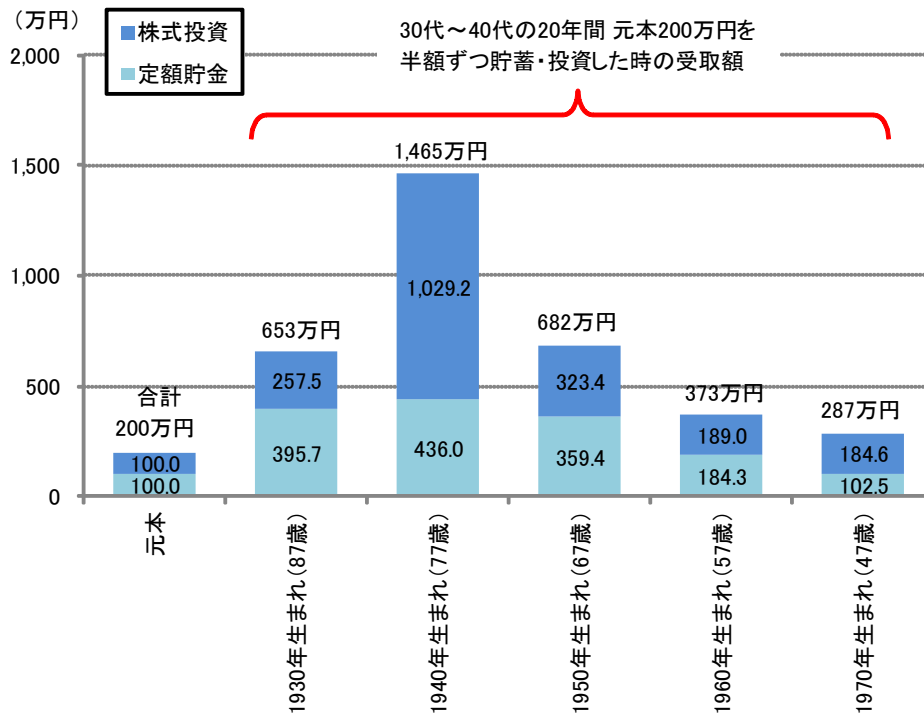
資産形成をする(した)時期の運用環境の違いを反映し、世代別の資産の増え方には大差が生じている。次頁図表4は、各世代が30代～40代の20年間、元本200万円を預貯金と株式投資に半額ずつ投じた場合の運用成果を一定の前提を置いて試算した結果である(前提は図表4下の注を参照)。

最も運用環境に恵まれたのは現在70代の世代で、投じた200万円が20年後には1,465万円に増加した。この前後、現在80代と60代の世代も、200万円を投じて20年後には650万円～680万円を手にすることができた。これに対し、現在50代の世代では、同じ200万円の20年間の運用

成果が373万円、現在40代の世代では287万円に留まる。

「株価4万円、金利8%」を経験した世代と「株価1万円、金利はほぼ0%」の環境にある世代では運用成果に雲泥の差があり、これが資産形成の世代間進捗格差の一因であることは明らかである。

図表4 世代別にみた30代～40代の20年間の運用成果



(注) 預貯金については、ゆうちょ銀行(郵便局)の定額貯金に100万円預け入れ、10年後の満期到来時に元利合計を更に10年間継続預け入れした場合の受け取り額。
 株式投資については、原則、長期保有方針で運用するものとし、30代～40代の20年間の「最安値」で購入して「最高値と最安値の中間価格」で売却した場合の受取額(売却額)。
 (資料) 日本銀行「金融経済統計月報」、ゆうちょ銀行プレスリリースなどを元に三井住友信託銀行調査部試算。


2. 「起死回生」が難しい2つの理由

(1) 以前ほど期待できない退職金

これまでは思うように貯蓄の積み増しが進んでいないが、退職金を受け取れば老後資金として必要な貯蓄残高をクリアできるのではないかと考えている資産形成層は少なくないだろう。しかし、データを見る限り退職金への過度な期待はし難い。

第一に、退職給付制度がない企業が増加している。2003年には13.3%だった退職給付制度がない企業の比率が、2013年には24.5%へと大きく上昇、足下2018年には22.2%とやや低下したが、それでも15年前と比べると10%ポイント近く上昇している(次頁図表5の)。5社に1社以上が退職金を支給しない企業ということである。

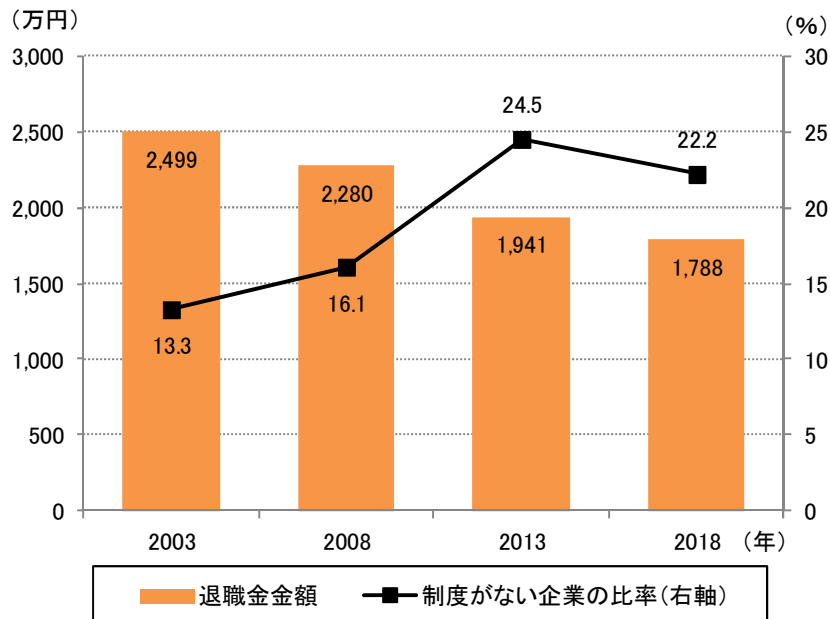
第二に、退職給付制度がある企業においても、定年退職金の金額が減少している。大卒で勤続20年以上かつ年齢45歳以上の定年退職者の場合、受取額は2003年の2,500万円から2018

年の1,790万円へと、15年間で710万円減少した(図表5の )。

退職時点で住宅ローン残高が1,500万円あったとすると、2003年時点の退職者(現在70代半ばの世代)は繰上げ返済でローンを完済したうえで貯蓄を1,000万円積み増すことができたが、2018年時点の退職者(現在60代前半の世代)の場合は290万円しか積み増すことができない計算である。

サラリーマンの多くが潤沢な退職金を受け取り、住宅ローンを完済したうえで貯蓄も増加させることができるというのは、もはや過去の話となりつつある。

図表5 退職給付(一時金・年金)制度がない企業の比率と退職金金額の推移



(注) 退職金については、大卒で勤続20年以上かつ年齢45歳以上の定年退職者の受取額。

退職一時金制度のみの場合は退職一時金額、退職年金制度のみの場合は年金現価、

退職一時金制度と退職年金制度併用の場合は、退職一時金額と年金現価額の合計。

(資料) 厚生労働省「就労条件総合調査」より三井住友信託銀行調査部作成。

(2) 相続人1人あたりの手取り遺産の減少

退職金と並び一度にまとまった資産を手にする可能性があるのが、親からの遺産相続である。個々人の資産形成にとっては、「相続人1人が受け取る(相続税納税後の)手取り遺産額」が問題となるが、これについては以下の3つの面から考える必要がある。

1つ目は、遺産を残す側である親の保有資産である。

親世代(ここでは70歳以上とした)の1世帯あたり純資産残高は、1994年の9,260万円から2014年の4,759万円へと20年間でほぼ半減した(次頁図表6)。不動産価格の下落で実物資産が大きく目減りしたことが主因である。

2つ目は、相続税制である。

2015年1月に実施された相続税制改正³により、多くの相続において相続税納税後の手取り遺

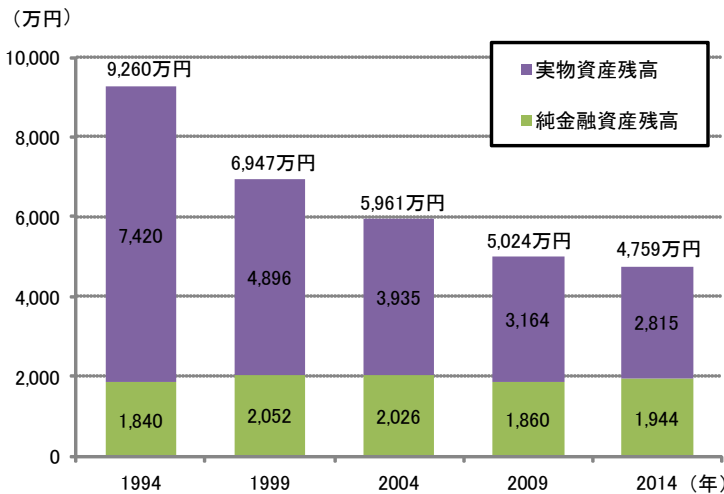
³ 基礎控除額の4割カットと、累進性の強化(相続額2億円以上3億円未満と6億円以上で税率引き上げ)を2本柱とした大增税。相続人が2人の場合、基礎控除額は7,000万円から4,200万円に減少。

産額が減少することになった。例えば、相続人が兄弟2人のケースでは、遺産総額が4,200万円を超える相続において「手取り遺産」が減る(図表7)。遺産が1億円の場合、税制改正前(～2014年)は、兄弟合計で350万円の相続税を支払い、1人あたりの手取り遺産額は4,825万であったが、改正後(2015年～)は、兄弟合計で770万円と改正前の倍以上の相続税を支払い、1人あたりの手取り遺産額は4,615万と改正前と比べ210万円減少する(図表7の)。

3つ目は、相続人の数(≒兄弟姉妹数)である。

日本ではこれまで、少子化の進行により相続1件あたりの相続人数の減少が続いてきたため(図表8の<A>)、図表6のように親の保有資産が減少しても、相続人1人が受け取る遺産額は2,000万円強に保たれていた。しかし、この相続人数の減少は2015年頃にいったんストップしてしばらくの間2.2人前後で推移し(同)、再び減少するのは2050年頃となる見込みである(同 <C>)。従って、今後30年余りの間は、相続人の数は1人あたりの受け取り遺産額に対して増加・減少どちらの方向にも作用しない。

図表6 70歳以上の世帯の純資産残高の推移



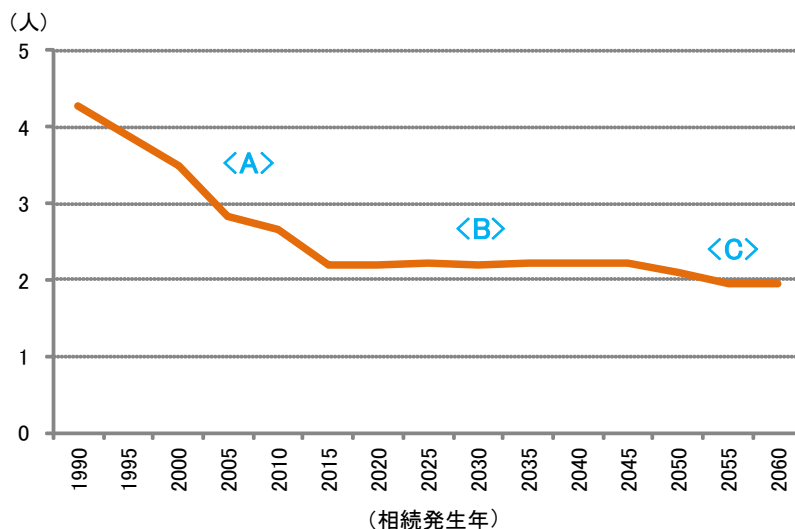
図表7 2015年相続税制改正による相続税額と手取り遺産額の変化 <相続人が兄弟2人の場合>

遺産総額	相続税額(万円)		相続人1人あたり受取額(万円)		
	改正前	改正後	改正前	改正後	変化
3,000万円	0	0	1,500	1,500	0
5,000万円	0	80	2,500	2,460	▲40
7,000万円	0	320	3,500	3,340	▲160
1億円	350	770	4,825	4,615	▲210
2億円	2,500	3,340	8,750	8,330	▲420
3億円	5,800	6,920	12,100	11,540	▲560
4億円	9,800	10,920	15,100	14,540	▲560
5億円	13,800	15,210	18,100	17,395	▲705
10億円	37,100	39,500	31,450	30,250	▲1,200

(資料) 国税庁資料などより三井住友信託銀行調査部作成。

(注) 純資産残高=純金融資産残高+実物資産残高、純金融資産残高=貯蓄残高-負債残高。
 (資料) 総務省「全国消費実態調査」より三井住友信託銀行調査部作成。

図表8 相続人数(1家族の兄弟姉妹数)推計



(資料) 国立社会保障人口問題研究所「出生動向基本調査」より三井住友信託銀行調査部作成。

以上3つの面からみて、相続人1人が受け取る手取り遺産は今後しばらくは減少トレンドであり、現在30代～50代の世代の資産形成に勢いをつける要素とはなりづらいと考えられる。

賃金の伸び悩みと税・社会保障負担の増加で「貯める」元手が十分でないうえ、低調な運用環境により「増やす」こともままならず、退職金や親から受け取る遺産の減少で「ラストスパート」も簡単ではないなど、現在30代～50代の世代が資産形成を進めにくい環境にあることは間違いない。

既にリタイアしている世代と同じような取り組み方では資産形成の成果は挙がりにくく、老後の生活資金を確保するためには、個人レベルでも社会全体としても真剣に対応策を講じていく必要がある。資産形成層自身の老後資金準備意識の高まりを、積み立てNISAやiDeco(個人型確定拠出年金)をはじめとした資産形成促進制度の整備・拡充や金融機関などによる投資教育がサポートする形で、資産形成の流れに弾みがつくことが期待される。

(経済調査チーム 青木 美香 : Aoki_Mika@smtb.jp)

※ 調査月報に掲載している内容は作成時点で入手可能なデータに基づき経済・金融情報を提供するものであり、投資勧誘を目的としたものではありません。また、執筆者個人の見解であり、当社の公式見解を示すものではありません。